

ブロック塀等撤去費用補助制度

ブロック塀等の倒壊は、通行の障害となるだけでなく、生命に関わる事故につながるおそれもあります。

倒壊事故を未然に防止するためにも、ブロック塀等を所有・管理している方の責任として、適切な維持管理をお願いします。

市では、ブロック塀等の全部または一部を撤去する場合の費用の一部を補助しています。ぜひご利用ください。

補助対象
▽道路に面し、前面道路の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1mを超え、かつ、当該ブロック塀等の構造部の高さが60cmを超えるもの

▽令和4年3月31日までに工事が完了すること
補助額 次のいずれかのうち最も少ない額（1千円未満の端数切



ブロック塀



万年塀



身体障害者・精神障害者などの方で新たに軽自動車税(種別割)の減免を受けられる方へ

4月1日現在、軽自動車など(二輪車を含む)を所有している方に、軽自動車税(種別割)納税通知書を送付しました。

対象となる障害者の程度
①身体障害者手帳※
②戦傷病者手帳※
③愛の手帳(1〜3度)
④精神障害者保健福祉手帳(1級)

※現在、自動車税(種別割)の減免を受けている方や、すでに申請している方を除く。

減免対象車両 身体障害者などが所有する車、または身体障害者などのために使用する車で、生計を一にする家族が所有する車(障害の程度により、対象に

申請先・問い合わせ
市民税課庶務係

5月1日からクールビズを実施します

市では、地球温暖化対策の一環として、冷房温度が28℃の設定でも快適に過ごせるライフスタイル「クールビズ」を5月1日から実施します。

期間中、庁舎の室温は28℃を基本とし、職員は、ノーネクタイ、ノー上着などで勤務します。また窓口以外の昼休みの消灯など、節電対策を

通年で実施しています。市内の事業所や市民の皆さんにおかれましても、夏を涼しく過ごす工夫をし、引き続き節電へのご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ 環境政策課

令和3年度国民年金保険料 学生納付特例制度の申請手続きをお忘れなく!

学生納付特例制度は、大学や専修学校などに在学する20歳以上の学生または生徒が、国民年金保険料を納めることが困難な場合に、本人の前年所得が一定基準以下であれば、在学中の保険料の納

付義務が猶予される制度です。この制度は、在学期間中、毎年度申請手続きが必要で、前年の所得基準は「申請者本人のみ」128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

令和2年度に学生納付特例制度を利用し、3年度も引き続き在学する方で、この制度を利用する場合は、日本年金機構から送付される申請書(ハガキ)に必要な事項を記入のうえ、返送してください。

ハガキを紛失した方、また、離職後に申請する場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点をあわせてお持ちください。

申請先・問い合わせ
青梅年金事務所 ☎30-3410
市保険年金課国民年金係

国民年金の加入手続き

国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない制度です。

被保険者の種類・該当者等 (表1参照)
☆第1号被保険者の加入

第1号被保険者は、市役所で加入できます。(令和2年4月1日から、外国籍の方は在留資格および滞在期間により加入できない場合があります。)

持ち物 マイナンバーカードまたは年金手帳、身分証明、年金機構等からの送付書類(お持ちの方)、その他の必要書類(表2参照)

保険料 1か月16,610円(令和3年度・定額保険料)

☆任意加入被保険者
次の方は、申し出により加入できます。

▷海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方

▷日本国内に住所がある60歳以上65歳未満で、厚生年金に加入していない方(基礎年金額を満額

に近づきたい方、受給資格期間が足りない方)

▷65歳以上70歳未満で、昭和40年4月1日以前に生まれた方(70歳になるまでに老齢基礎年金の受給権を確保できる方)

※老齢基礎年金の受給資格期間が65歳到達前に10年以上ある方は加入できません。

持ち物 マイナンバーカードまたは年金手帳、身分証明、年金機構等からの送付書類(お持ちの方)、通帳、届け出印

付加年金
第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)は、申し出により、付加年金を納付できます。

付加年金保険料(400円)を納めると、将来受け取る老齢基礎年金額に加算(200円×付加年金の納付月数)されます。

申請先・問い合わせ
▷青梅年金事務所 ☎30-3410
▷市保険年金課国民年金係

表1

種類	該当者	手続き先	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業、学生、フリーター、無職の方など	市役所	納付書、口座振替、クレジットカード、電子納付等で納めます。
第2号被保険者	厚生年金に加入している会社員、公務員など	勤務先	給料から引かれます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先	配偶者が加入する年金制度が負担します。

表2

こんなとき	必要書類
会社等を退職したとき	退職日を証明する書類(退職証明書など)
第3号被保険者で、配偶者が会社等を退職したとき	配偶者の退職日を証明する書類(退職証明書など)
第3号被保険者で、配偶者の扶養でなくなったとき	配偶者の扶養でなくなった日を証明する書類(資格喪失証明書など)
海外から入国したとき	パスポート、在留カード(外国籍の方)

○付加年金参考例

付加保険料を10年間納めた場合 納めた保険料の総額

400円×10年(120月)=48,000円

1年間に受け取る付加年金額

200円×10年(120月)=24,000円

※受け取る年金額は、物価の変動による増減はありません。

学校等が変更になった方、新たに在学した方は、マイナンバーカードまたは年金手帳、学生証(コピーでも可)、本人確認書類(代理人の場合は、代理人の本人確認書類)をお持ちのうえ、保険年金課(市役所1階)または青梅年金事務所 ☎30-3410 市保険年金課国民年金係

申請先・問い合わせ
青梅年金事務所 ☎30-3410 市保険年金課国民年金係

また、離職後に申請する場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点をあわせてお持ちください。

申請先・問い合わせ
青梅年金事務所 ☎30-3410 市保険年金課国民年金係

また、離職後に申請する場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点をあわせてお持ちください。

申請先・問い合わせ
青梅年金事務所 ☎30-3410 市保険年金課国民年金係

また、離職後に申請する場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点をあわせてお持ちください。

申請先・問い合わせ
青梅年金事務所 ☎30-3410 市保険年金課国民年金係

また、離職後に申請する場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点をあわせてお持ちください。

申請先・問い合わせ
青梅年金事務所 ☎30-3410 市保険年金課国民年金係

また、離職後に申請する場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点をあわせてお持ちください。

申請先・問い合わせ
青梅年金事務所 ☎30-3410 市保険年金課国民年金係

また、離職後に申請する場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点をあわせてお持ちください。

申請先・問い合わせ
青梅年金事務所 ☎30-3410 市保険年金課国民年金係

また、離職後に申請する場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点をあわせてお持ちください。

申請先・問い合わせ
青梅年金事務所 ☎30-3410 市保険年金課国民年金係

また、離職後に申請する場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点をあわせてお持ちください。